

# 【待機児童緊急対策】 奨学金返還支援補助事業

## 1 事業の目的

市内の保育所等に勤務する保育士等が行う奨学金の返還に必要な費用について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内における保育人材の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備の推進を図ることを目的とする。

## 2 制度の概要

### ○市独自で最大24万円を補助（令和6年度）※令和6年度補正予算

補助対象者が大津市内の保育所等で勤務した後に返還した奨学金の半額を補助する。（年度最大24万円を補助）

【補助対象者】本事業の対象者は、次のアからエのいずれにも該当する保育士または保育教諭とする。

- ア 大学等を卒業し、当該大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学した者
- イ 対象施設等において常勤職員（週30時間以上勤務する者をいう。）として勤務している者
- ウ 過去に同様の補助金の交付を受けたことがなく、新たに対象施設等に勤務した者
- エ 奨学金の返還に要する費用の補助を受けようとする年度において1年間継続して対象施設等に勤務する者（令和6年度は3月31日時点で1か月以上勤務した者）

【対象施設等】保育所、認定こども園及び小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、幼稚園については一時預かり事業を実施している事業所

### ○年間最大24万円の補助×6年間（令和7年度～）※令和7年度新年度予算から

令和7年度からは滋賀県の補助制度を活用しながら運用していく。

（県制度（年間最大12万円×3年間）に上乗せ補助）

## 3 予算要求額

奨学金返還支援事業：240万円

対象者見込 10人（年度途中採用者20人（公立5人、民間15人）の内対象者50%）×最大24万円